

平成26年度つしま夢まちづくり提案事業募集要項

問い合わせ先：津島市コミュニティ推進課（電話0567-24-1111内線2324・2325）

「つしま夢まちづくり提案事業」は、津島市のために皆さんが考えたまちづくりの活動を応援する制度です。例えば、市民活動団体が行う福祉、教育、まちづくり、文化・スポーツ、環境保全等で、公益性のある事業を募集します。応募された皆さんの提案を、公開の場で発表していただく「公開審査」方式で選考し、補助団体と補助金額を決定します。

●対象団体

- ・団体の行う活動が非営利、公益的、自発的であること。
- ・宗教活動または政治活動を目的としていないこと。
- ・反社会的な団体でないこと。

●対象事業

- ・津島市に寄与する個性あるまちづくりを促進する事業であること。
- ・公益性のある市民活動に係る事業であること。
- ・交付決定後に開始する事業であること。

※公益性のある事業とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する事業であって、特定地域に限定したり会員のみ参加等は共益的な活動となり、公益的にはなりません。

※国、県、市、公益法人、民間企業等から補助、助成等の資金援助を受けている事業又は受ける予定の事業、構成員の親睦のみの事業又は特定の人や団体の利益を目的とする事業、当該年度内に完了しない事業は除きます。

（事例）

☆「何気ない町の魅力を通して自分の町への関心と自信を高めたい」という思いからグループを結成し、「路地でめぐる楽しさ」に注目。町をナビゲートする取り組みをします。

☆まちに住む・勤務している人たちを核に、レストラン・結婚式場などでのコンサートや、地域の団体（農業・漁業等）と連携し、地産・地消活動（収穫祭などのイベントの開催、スーパーなどにコーナーを設置してもらうなど）を展開します。

☆地域の特産物（パッションフルーツ、ゆず、キウイフルーツなど）を活用したスイーツをつくり、各地域で開催されるコンテストに出品しています。賞に輝いたスイーツのレシピを道の駅や飲食店の方に公開し、商品開発・販売につなげ、交流人口の増加とスモールビジネスによる地域の元気づくりを応援します。

☆町内会・PTA・保護司・民生委員・教師・医師・弁護士等の有志にて子供達を見守りながら、生活に必要な知識や遊びを教えたり、学習のサポートをする取り組みをしています。活動を通して子供の居場所作り、3世代交流、小学校を借りて検定試験を開催します。



つしまの元気をつくる提案
事業を募集します！



●補助金額及び対象経費

(1)補助金額

平成26年度の補助金総額は300万円以内。

審査会により、補助団体及び補助金額を決定します。

(2)対象経費

事業に必要な経費で、次のような経費とします。

科目	経費の種類
報償費	講演会の講師や調査・研究等を専門家へ依頼した場合の謝礼など
旅費	交通費、宿泊費など
需用費	機材・資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、材料費、消耗品費など
役務費	通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料など
使用料・賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料、通行料など
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※事業完了後に補助対象事業にかかる全ての支出を確認できる書類(領収書等)を提出していただきます。
※市民活動団体の運営経費及び人件費、事業の実施に直接かかわらない物品等の購入費は対象となりません。(パソコン等長期間使用できる備品は対象になりません。リース・レンタルは対象です。)
※補助対象事業の実施の際、入場料や参加費などを徴収する場合は、その収入分は補助対象経費から減額するものとします。

●事業実施期間

事業を実施する期間は、交付決定後から平成27年3月15日(日)までです。

●提出期限及び提出方法

(1)提出期限

平成26年10月24日(金)まで

(2)提出していただく書類

- ・市費補助金等交付申請書
- ・団体概要書
- ・事業計画書
- ・収支予算書

※様式は市ホームページ (<http://www.city.tsushima.lg.jp>) からダウンロードできます。

(3)提出方法

提出書類をコミュニティ推進課(市役所3階)まで直接持参または配達記録が残る郵便物で送付(提出期限必着)してください。FAX・電子メール及び記録媒体での提出は不可です。

〒496-8686 津島市立込町2-21 津島市役所コミュニティ推進課

(4)提案事業説明会・相談会

10月12日(日)午後2時から4時まで 児童科学館

10月14日(火)午後7時から9時まで 生涯学習センター

みんなの力で元気な津島
をつくっていこう!



●つしま夢まちづくり提案事業審査会

平成26年11月3日(祝) 生涯学習センター

- ・審査会委員により提出書類、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合して審査します。
- ・審査会に出席されない場合は、補助金の選考対象とはせず、補助金の交付はされません。
- ・企画している事業内容を5分以内で発表してください。プレゼンテーションは、提出書類のほか独自に作成した資料等を用いても結構です。プロジェクター等機材を使用される場合には、事前に担当までご相談ください。

●つしま夢まちづくり提案事業審査会委員

日本福祉大学教授 吉村輝彦 氏

NPO 法人志民連いちのみや理事長 星野 博 氏

NPO 法人ボランタリーネイバース調査研究部部長 三島知斗世 氏

津島市副市長 星野広美 氏



●選考基準

公益性、効果・波及性、先進・独創性、自立・発展性、実現・計画性、熱意・継続性等の視点から選考します。

●選考結果の発表

選考結果については、審査会当日に発表し、後日、決定通知を送付します。

●活動報告会

補助金交付を受けた団体は、活動報告会で事業の成果を発表していただきます。



●実績報告

補助事業の完了後、実績報告書に添付書類を添えて提出していただきます。その内容等を審査し、補助金交付額を確定した後に、確定額を通知します。

●補助金の交付

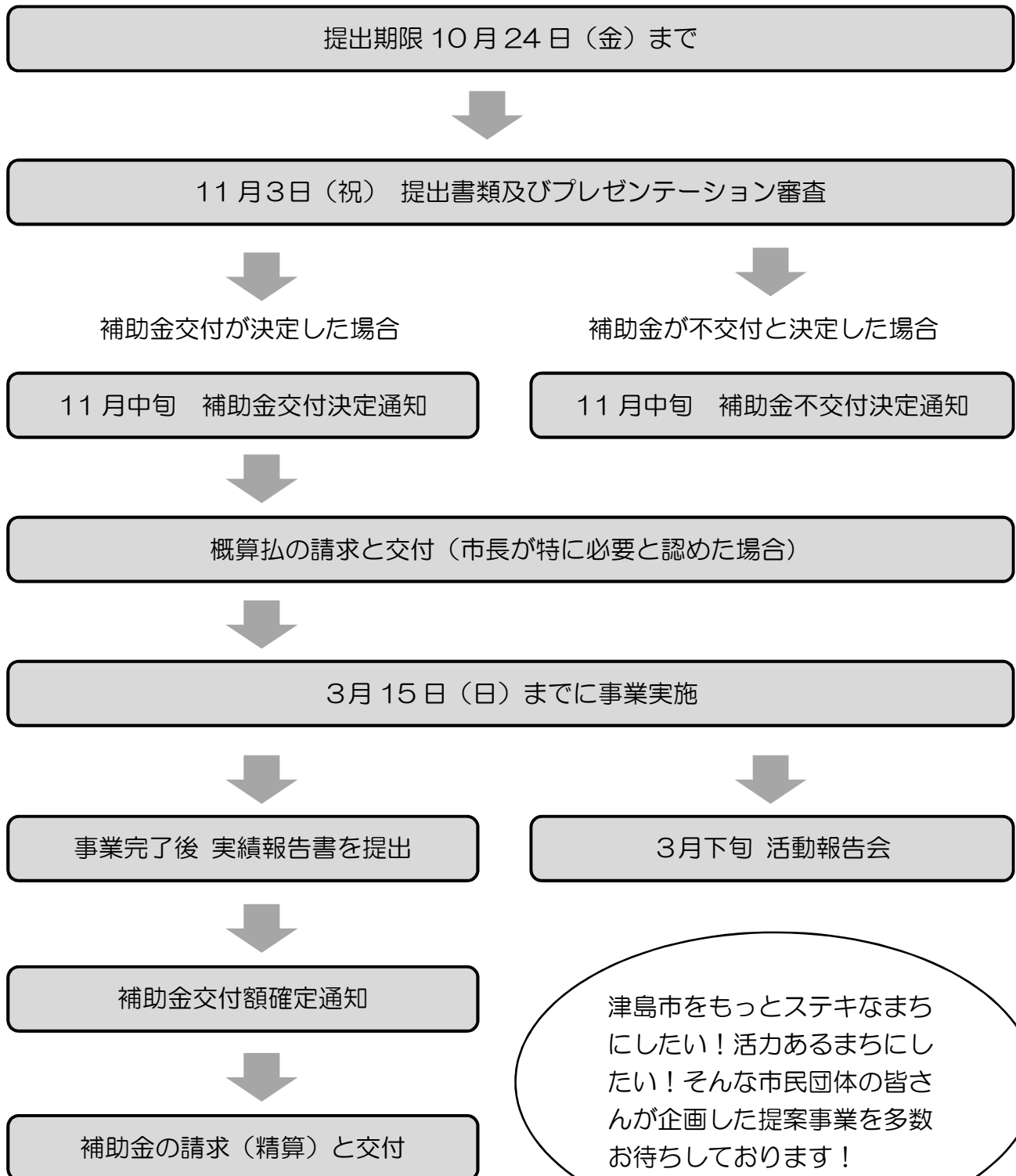
決定(確定)通知後、市費補助金等交付請求書を提出していただき補助金を交付します。

●その他

- (1)補助事業を変更又は中止をする場合は、変更届を提出してください。
- (2)申請または補助事業の実施にあたり、不正な行為があったときや交付条件に違反したときは、交付決定の取り消し、または交付された補助金の返還を求めます。

(3) 提出された申請書等は返却いたしません。また、この補助金の公正性及び透明性を高めるとともに、本市における市民活動を促進するために選考結果及び各事業の概要等、申請書を含めいただいた情報は、基本的に公表の対象としますのでご了承ください。

●補助金の申請から交付までの流れ



津島市をもっとステキなまちにしたい！活力あるまちにしたい！そんな市民団体の皆さんが企画した提案事業を多数お待ちしております！

